

別 表(第2条関係)

補助事業名	介護キャリア段位制度の普及促進事業
補助事業の目的	全国共通の評価基準により職員の実践的スキルを評価する介護キャリア段位制度で、介護事業所・施設内で職員の評価を行うアセッサーを養成する講習の受講料の一部を補助することにより、介護事業所・施設のキャリアパス制度の整備を支援し、職員の資質向上と福祉人材の定着を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	アセッサー講習に現任職員を派遣する、県内で介護事業所・施設を経営・管理する社会福祉法人等(以下「法人」という。)
補助事業の対象となる経費	合格者のアセッサー講習に係る受講料
補助率	1/2
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は予算の範囲内とする。</p> <p>アセッサー講習の受講人数に20千円を乗じて得た補助基準額と、法人が負担する補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
適用除外する条項	
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 介護キャリア段位制度の普及促進事業補助金所要額調書(様式1-1) (指定期日) 別に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更とする。
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合
	(添付書類) 第3条に準じる。
	(指定期日) 必要が生じた日から20日以内。ただし、当該年度3月31日を限度とする。
第9条第1項	(報告事項等)
第11条	(添付書類) 1 介護キャリア段位制度の普及促進事業補助金精算調書(様式1-2) (指定期日) 事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間)